

(会則上、会長が定めるとしているもの)

ア. 職務代行順位

会則第8条第2号に定める会長の職務代行順位は、津島市市民生活部長、幸田町総務部長の順とする。

イ. 平成16年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第10条第3項に定める運営委員長及び幹事は次の表の団体の課長相当の職にある者とする。

運営委員長	愛知県
-------	-----

幹 事	
地域ブロック	市町村名
尾 張	春日井市
	東郷町
海 部	津島市
	弥富町
知 多	常滑市
	阿久比町
西三河	岡崎市
	幸田町
豊田加茂	豊田市
	旭町
新城設楽	新城市
	東栄町
東三河	豊川市
	音羽町